

令和6年度さいたま市歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール実施要項

- 1 目的 歯・口の健康に関する図画・ポスターを広く募集し、作品を作成することを通して、自分の歯は自分で守るという健康意識の啓発と実践意欲の高揚を図る。
- 2 主催 さいたま市教育委員会・さいたま市歯科医師会
- 3 後援 さいたま市
- 4 対象及び募集作品
 - (1) 小学校1年生から小学校6年生は図画又はポスターとする。
 - (2) 中学校1年生から中学校3年生及び中等教育学校前期課程の生徒はポスターとする。

- 5 応募方法

作品の裏に、出品票（様式2）を貼付し、児童生徒の学年、氏名（誤りのないように注意する）を記入した応募用紙（様式1）と併せて各歯科医師会に提出する。

画用紙の大きさはB3（四ツ切）に限定する。

保健室に
納めたりす

なお、標記について、誤記、誤字がある場合は審査対象から外れる場合があるので注意する。

例) 「虫歯」「ムシ歯」ではなく、ひらがなで「むし歯」、
「歯磨き」ではなく、ひらがなで「歯みがき」と記載する。

- 6 応募数 各学校6点まで

- 7 応募先

市立小・中・中等教育学校	応募先	応募先住所・連絡先
西・北・大宮・見沼区	一般社団法人 大宮歯科医師会	大宮区下町3-47 TEL 644-8324
中央区	一般社団法人 与野歯科医師会	中央区本町東4-4-3 (旧中央区役所保健センター3階) TEL 855-3151
桜・浦和・南・緑・岩槻区	一般社団法人 浦和歯科医師会	浦和区常盤6-4-18 (浦和区役所保健センター4階) TEL 822-6677

中学校

- 8 応募期限 ~~令和6年5月24日（金）必着~~

6月14日までに
保健室へ提出!!

- 9 表彰
 - (1) 表彰の種類

・特別市長賞	小学生 2点、中学生 1点	計 3点
・市長賞	小学生 4点、中学生 2点	計 6点
・教育長賞	小学生 6点、中学生 4点	計 10点
・さいたま市歯科医師会長賞	小学生 10点、中学生 4点	計 14点

- ・優秀賞 24点
- ・優良賞 43点
- ・入賞（各歯科医師会の展示対象作品） 470点程度

(2) 賞状の授与等

- ・特別市長賞、市長賞、教育長賞、さいたま市歯科医師会会長賞、優秀賞、優良賞の受賞者には表彰式にて賞状・賞品を授与する。
- ・入賞の受賞者には学校を通じて賞状を授与する。

10 審 査

(1) 審査方法

- ・大宮・与野・浦和歯科医師会が開催する各地区審査会において、入賞470点程度を決定し、100点を中央審査会へ推薦する。
- ・中央審査会では、各地区から推薦された作品を審査し、前記の各賞を決定する。

(2) 中央審査会の構成

- ・さいたま市歯科医師会代表3名
- ・小・中学校校長会代表各1名
- ・養護教諭代表1名
- ・保健主事代表1名
- ・図工・美術教諭代表2名

※委員の互選により委員長を置く。

(3) 審査基準

- ・子どもらしさがあり、のびのびした表現であること。
- ・元気に描けているもの。
- ・明るいきれいな色調で描けているもの。
- ・文字等がていねいにバランスよく描けているもの。
- ・配色が美しく、快い作品であること。
- ・誤字がないもの。
- ・標語は、ほほえましく、気持ちよい呼びかけになっているもの。

※定形外の用紙で応募された作品、二人以上の合作は審査対象外とする。

11 その他

以下のことを了承のうえ、応募すること

- (1) 特別市長賞の作品3点については、市が啓発用のポスターとして作成し、市立学校等市内の公共施設、歯科医院等に掲示する。
- (2) 中央審査会に推薦された作品の中から一部を埼玉県歯科医師会の審査会に推薦する。県代表作品に選出された場合は、日本学校歯科医会の審査会に推薦される。それぞれの審査会に推薦された作品は、歯科保健の普及啓発のためにホームページや印刷物等に学校名、学年、氏名も掲載して使用される。
- (3) 応募された作品は全て返却する。